

Discussion Paper Series A No.640

戦後台湾「中華民国台閩地区戸口普查」の実施

林佩欣

(一橋大学経済研究所外国人特別研究員)

2016年7月

Institute of Economic Research
Hitotsubashi University
Kunitachi, Tokyo, 186-8603 Japan

戦後台湾「中華民国台閩地区戸口普查」の実施

林佩欣

(一橋大学経済研究所外国人特別研究員)

1 はじめに

本論文の目的は、1956年に中華民国台閩地区（台湾および金門島、馬祖島）に実施した戸口普查を取り上げ、①日本統治下で行われた国勢調査と戸口普查との関連、②1956年調査実施に当たっての固有の条件、③この調査の主な成果について明らかにすることである。ここで戸口普查とは、人口センサスの意味である。即ち、定められた時点について、台湾各世帯の人数とその構成に関して悉皆調査を行ない、調査の結果に基づいて人口に関する統計を編成したものである。それによって国の状況を理解し、人力の動員、糧食の調達、経済の開発、および教育などの行政の参考にすることがその目的である。¹戸口普查というのは、英語のPopulation Censusから翻訳した名称であり、台湾では日本統治時代、戸口調査、国勢調査と呼ばれたことがある。中国には元々人口清查、戸口調査などの名称で呼ばれていたが、正式の名称が付いていなかった。1941年2月に「戸口普查条例」が発表されてから、戸口普查という名称が法律上確認された。²

¹ 王德溥、「台閩地区戸口普查」、『中国内政』、12：2、戸口普查専号、1956年8月15日、p.2。

² 張敬原、「戸口普查的性質与効用」、『中国内政』、12：2、戸口普查専号、1956年8月15日、p.21。

台湾住民が近代的な人口センサスを受け始めたのは、日本人に統治された時期であった。1905年10月に、台湾総督府は「戸口調査簿」に基づき、「臨時台湾戸口調査」の名義で人口センサスを実施した。それから、植民地期の50年間にわたり、計7回の人口センサスが行われた。そのみならず、これらの人口静態統計の完備を基礎として、さらに、植民政府は「人口動態登記票」を設計し、台湾住民が提出した人口異動の届に基づき、毎年「人口動態統計」を編集し、それによって人口統計システムを構築した。

その後、カイロ宣言により、第二次大戦後、台湾は中国国民党政府に接收された。台湾住民の把握は、台湾に対する初めての統治に際し、国民政府の接收初期における重要な作業になった。1946年4月に、台湾行政長官公署は「戸口清查」を実施し、この時点で台湾に滞在した外国人を含む住民の実態をできる限り明らかにしようとした。また、秘書処統計室（1946年10月に行政長官公署統計室を改編）が設立された後、戦前日本人が編成した人口統計を利用し、政権転換期の人口構成を把握した。

一方、国民政府が大陸にあった時期に、国民政府主計処の内部機関の一つとして、統計局が成立した。統計局が設立された後、戸口普查の研究や実現に努めた。1941年10月に、主計処統計局は「四川省選県戸口普查方案」を策定し、11月に四川省政府と協力して「四川省選県戸口普查委員会」を組織した。この委員会は彭県、双流、崇寧3県を選び、1942年4月5日、いわゆる中国の清明節に試験調査を実施した。調査終了後、「四川省彭県双流崇寧三選県戸口普查総報告」が刊行された。³

また、第二次世界大戦が終わった後、1946年3月12日に、戸口普查の根本法としての戸口普查法が発布された。それと同時に、1949年10月1日に全国で最初の本格的な戸口普查を実施する予定になった。⁴しかし、中国には間もな

³ 主計処統計局の成立については、林佩欣、〈南京国民政府の統計組織とその特徴〉、A.628, "Discussion Paper Series", Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, 2015.7を参照。

⁴ 台湾省戸口普查処、『中華民國戸口普查報告書書』、1956年 第一卷 台閩地区 戸口普查記述及統計提要、南投：台湾省戸口普查処、1959年10月、pp.1-2。

く国共内戦が勃発した。そのため、戸口普查は実施されなかった。⁵結局、国民政府が大陸にあった時期において、人口センサスはただ机上の計画に止まっており、実際の作業は行われなかったのである。その後、中華民国政府は台湾に移転し、ようやく 1956 年 9 月 16 日に「中華民国台閩地区戸口普查」という名称の下に、政治権力が及ぶ範囲、すなわち台湾本島と福建の金門、馬祖に、建国以来最初の人口センサスを実施した。

1956年9月に行われた「中華民国台閩地区戸口普查」は、中華民国史上初の人口センサスと宣伝されたが、実際には台湾社会では8回目の人口センサスであった。⁶台湾植民地期の人口統計は、総督府の統治者が台湾の人口構成を理解するための道具であったが、戦後の国民党政府はその統計書に頼って、台湾人口の構成を理解したのみならず、戦後人口センサスの実施モデルにもした。

それでは、国民政府は台湾を接收してから、①どのような手段で台湾住民を把握したのか。②どのように植民地期の人口統計を把握して改編し、自分の必要に応じて読み換えて利用したのか。また、③台湾住民に対する把握の過程では、どのような措置を実施したのか。④「中華民国台閩地区戸口普查」が行われたきっかけは、なんなのか。⑤戸口普查が実施された過程で、どのように植民地期の統計調査のノウハウを引き続いだのか。さらに、⑥台湾社会はこの戸口普查をどのように受け止めたのか。以上の6点が、本論文で解明したい課題である。それによって、統計制度の面から見た台湾史の戦前、戦後の継続面を、明らかにすることである。

2 異民族の支配策としての人口センサス—台湾総督府による人口調査システム

国家と言うとき、必要な要素とされるのは領土、人民、および主権の3点で

⁵ 王徳溥、「台閩地区戸口普查」、p.2。

⁶ 「戸口普查在經濟上的重要性」、『徵信新聞』、1953年9月13日、2版。

あり、いずれを失っても国家とは言えない。各国の統治者にとって、統治地域の住民を把握することは国政上重要な作業である。周知の通り、台湾は福建、広東を含む中国の南地域から移住した住民を主体とし、さらに原住民族（平埔族と高山族を含む）が加わった多民族社会であり、住民の構成は複雑であった。

18世紀半ばまでの台湾社会は、いつも不安定な状態であった。「三年一小反、五年一大反」（台湾社会には三年の間に1回小型の反乱が起こり、五年の間に1回大型の反乱が起こる）という言い方がある。そのため、台湾を統治した歴代の施政者にとって、治安維持の観点から、各種の調査によって人口を把握することは最優先の政策と見られた。しかし、清朝期には、台湾は政治の中心である北京からみれば辺境地であり、公権力が浸透しにくかった。しかも、清政府は近代的国家としての統治力が弱かったため、台湾住民を把握できなかった。戸籍の編成などの人口調査を実施したとはいえ、総人口について推量するに止まっており、職業や年齢など具体的な構成に関する情報は判明しなかった。

さて、日清戦争の結果によって、台湾は日本の植民地になった。1895年8月に、台湾は日本支配による植民地期に入ったのである。台湾住民を把握するため、日本軍は台湾に上陸してまもなく、憲兵に戸口調査を実施させ、戸口登録を開始した。1899年9月には、後藤新平が民政長官に着任した。後藤は台湾旧社会に遺っていた保甲制を正式に制度化し、保甲と警察の力を借り、「戸口調査簿」という戸口の登録制度を実施した。それに加え、後藤は風俗や言語など、日本と全く違った新しい領土に対し、どのような政策を実施することが相応しいのか、と摸索していた。植民地経営をする上で、台湾社会に関し、各種の調査を通じて全般な状況を理解することは、後藤新平にとって緊要の作業であった。そのため、後藤の命令により、「土地調査」や「旧慣調査」など、各種の調査や研究事業が始まった。

1902年に、日本政府は「国勢調査ニ関スル法律」を立案し、帝國領土を調査の範囲とし、1905年10月に国勢調査を実施することとした。だが、その後、1904年に日露戦争が勃発し、財政困難の関係で、調査は無期延期となった。しかし、台湾については、異民族支配をするため、被支配民族の各種の属性に対する理

解は不可欠であった。しかも、統計実務家にとって、台湾は人口センサスの調査実験地として絶好の地であった。こうした要因が作用とした結果、台湾では予定の通りに、「第一次臨時台湾戸口調査」の名義で人口センサスが実施されたのである。

さて、そもそも台湾社会には人口センサスを受けた経験がなかった。その状態で、いきなり「国勢調査」の名称をつけて調査を行なうなら、大騒ぎになる恐れがある、と総督府は考慮した。そのため、国勢調査という名称の代わりに、台湾住民が慣れ親しんだ「戸口調査」という名称を付けて実施することとした。なお、この調査は異民族の世界を理解するために実施されたものであった。そのため、調査項目は国際的な人口センサスに一般的な姓名、年齢、性別、婚姻状況、職業、不具、言語、出身地、国籍、世帯主および世帯関係の外、種族、アヘン吸飲状況、纏足、本籍、渡台時期、常用語と非常用語、仮名の読み書きの程度など、台湾社会に固有の状態に応じた項目も設計された。

さらに、台湾史上最初の人口センサスに際し、台湾住民を安心させて調査に協力させるため、総督府はあらかじめ漢文の知らせを作っておき、市場、寺廟などの住民が集まる公共場所に貼って公開し、調査の意義を、台湾住民に伝えようとした。しかし、いくら宣伝に努めても、人口センサスを受けたことがない台湾住民の間には、恐怖や不安の心が溢れていた。調査を受けないなら、日本籍を失って台湾から追い出されるという噂が社会に大幅に流布した。また、この調査は、犯罪者を捕まえるために実施される、という流言も現れた。1905年9月30日深夜になると、大勢の人々が各地から駅やバス乗り場に集まり、実家に戻って調査を受けようとした。また、その調査は統治者自身の日本人にとっても、初体験であり、調査方法の確定や、調査員の訓練や、台湾の旧慣に対する基礎的な理解なども調査を設計する上で不可欠のことであった。

このように、台湾史上最初の人口センサスでは、総督府と台湾住民の双方にとって緊張感を持って臨んだ状態で調査を順調に完了した。戸口調査の終了後、『臨時台湾戸口調査要計表』、『臨時台湾戸口調査集計原表』などの成果が次々と発表された。そのみならず、戸口調査の副産品と呼ばれた『戸口調査職業名字彙』も出版された。この名字彙には当時の台湾社会に存在していた

4299種類の職業とその説明が記載された。さらに、人口センサスに伴って戸籍の完備、政府は地方警察が把握した「戸口調査簿」の機能を確認し、さらに「人口動態報告規程」を制定した。これは、毎年住民が提出した異動の届によって『人口動態統計』を編纂したものである。すなわち、植民地期における台湾人口統計システムは、戸口登録制度と緊密に連携したものであった。⁷

第一次臨時台湾戸口調査によって、台湾社会の具体的な人口構成は初めて知られることとなった。それ以後、10年に一回の割で、台湾には人口センサスが続いて実施された。3回目以降、この調査は「国勢調査」という正式の名称を付けられた。毎回の人口調査が実施された後、かならず調査結果は発表されたが、1940年7回目の調査が実施された際には、戦争が激しく統計編成に割くべき余力がなくなった。統計実務家には解職された人が多く、人力が極めて不足になった。このため、調査終了後、入手した統計データは集計できず、そのまま遺された。結局、終戦まで、調査結果は出版されなかった。

3 接收初期国民政府の台湾住民に対する把握策

3・1 接收初期戸口清查の実施

1945年3月、中国国民党の台湾調査委員会による台湾に対する研究が一段落した。その調査の成果に基づき、国民政府は「台湾接管計画綱要」を立案して公布した。「台湾接管計画綱要」とは、台湾を接收した時、官吏や軍隊などが、注意しなければならない事情について規定した法令であった。そのなかには、戸口調査に関する措置が記載された。「台湾接管計画綱要」によると、台湾を接收してから、国民政府の警察が日本人と台湾人の活動範囲に関し、なるべく早めに調査して登録すべきこと。そして、警察の勤務範囲と戸政業務は、中華民國の法律に矛盾しない前提条件に、台湾総督府のそれをしばらくそのまま

⁷ 第一次臨時台湾戸口調査については、林佩欣、『台湾総督府統計調査事業之研究』、台北：花木蘭出版社、2014年9月、pp.65-116を参照。

継続させる、と規定した。⁸

また、戦争が終わった後、1945年9月に、南京にある内政部は「収復区戸口清查弁法」を發布した。その弁法では、戦時期に敵軍に占領された各地域に対し、戸口清查を実施する方針を提示した。各地域を収復してから三か月内に、戸口清查を実施すべきであること、そのほか、戦前の戸口資料は、できる限り捨てずに収集すべきであることが規定された。⁹このように、両法令によって、台湾が接收された後、住民に対する調査は行政長官公署の最優先課題となった。

さて、1945年10月25日に台湾行政長官公署が設立された。同日に周一鶚が台湾行政長官公署民政処長に任命された。周一鶚の指揮の上で、民政処は台湾総督府警務局戸口係を接收し、さらに警務処と協力し、台湾住民に対し、戸口冊の整理と戸口の「清查」を展開した。ところで、翌年の1月に、「接收戸籍注意事項」が發布された。注意事項には、植民地期に警察部門が担当した戸政業務と戸口調査簿は、すべて各地の「区公所」（区役所のような機関）に移管し、永久保存文書とし、しっかりと保存すべきだとされた。¹⁰また、戸口調査副簿は、依然として基層レベルの派出所や駐在所の警察に保存される、と規定した。¹¹

1946年3月に、行政長官公署民政処は南京にある内政部が作成した「収復区戸口清查弁法」を参考にしながら、台湾社会の実情によって、「台湾省各縣市戸口清查細則」を作成して發布した。戸口清查細則には、同年の4月から6月までに、国籍を問わず、その期間に台湾に住んでいたすべての住民に対し、全面的な戸口清查を展開することが決まった。戸口清查は、領土内の住民を把握する意味があった。「清查」（徹底調査）の主な目的は台湾の現住人口のなかで、中華民国国民としての資格がある人数を確認することであった。戸口清查が

⁸「収復区実施戸口清查弁法發送案」、『台湾行政長官公署档案』、典藏号：00307370002001、1946年2月16日。

⁹「収復区戸口清查弁法」、『台湾省行政長官公署公報』、春、1946年3月13日、pp.237-238。

¹⁰「為旧有戸口冊應永久保存不得散失希尊弁俱報」、『台湾省行政長官公署公報』、秋：3、1946年6月27日、p.309。

¹¹「接收戸籍注意事項」、『台湾省行政長官公署公報』、2：7、1946年1月10日、p.7。

行われるに伴い、同年の5月に「台湾省人民回復原有姓名弁法」を發布し、台湾人が三か月以内に中国姓名を回復すべきだ、と命令された。これは、皇民化政策の下、日本式の姓名を名乗ったことに対する政策である。

戸口清查の対象は台湾人だけでなく、中国から転居した「外省人」と台湾に滞在した日本人も清查対象となされた。「外省人」の場合は、台湾に入籍するつもりがあるのか、あるいは短期間滞在するだけのかが調査された。「外省人」の調査にあたって主な関心的抱かれなのは、彼らのこれからの行方であった。また、日本人の場合は、戦前から寄留の身分を持って台湾に滞在したのか、あるいは戦後に台湾人の身分を詐称して滞在したのか。つまり、身分の確認が、日本人を調査をする際の主な関心であった。¹²ちなみに、調査が済んだ日本人は、身分を確認してから、「外僑戸口」に変更された。¹³戸口清查は1946年6月の末に終わった。調査の結果によれば、台湾の戸口総数は1,00,597戸、人口総数は6,336,329人であった。そのなかには、外僑戸口7,592戸、28,024人が含まれていた（表1「1946年の戸口清查による台湾人口総数」を参考）。¹⁴

表1 1946年の戸口清查による台湾人口総数

	全台戸口総数 ¹⁵		外僑戸口総数	
	戸数	人数	戸数	人数

¹² 「台湾省各縣市戸口清查細則」、『台湾省行政長官公署公報』、春：19、1946年3月18日、p.336；丁嘉藩、『戸口調査要義』、上海：商務印書館、pp.5-6。

¹³ 「電希查報弁理日本僑民在光復前設定臺灣本寄籍或在光復後冒稱臺灣籍者改列外僑戸口情形」、『台湾省行政長官公署公報』、秋：22、1946年7月23日、p.341。

¹⁴ 台湾行政長官公署統計室、『台湾省統計要覽』、第一期、台北：当室、1946年10月、p.18。

¹⁵ 外僑戸口が含まれていた戸口と人数。

総数	1,00,597	6,336,329	7,592	28,024
----	----------	-----------	-------	--------

資料出所：台湾行政長官公署統計室、『台湾省統計要覧』、第一期、台北：同室、1946年10月、p.18。

戸口清查終了後、民政処の命令によって、各県、市は「戸口清查表」を作り、住民を男、女に分けて記入した。外僑がいるばあい、表の備考欄に別記した。また、行政長官公署が特に注目した4種類の人口、いわゆる榮譽軍人とその家族、戦死軍人の遺族、遊民、および外僑、それらの身分を持った住民については、一般の「戸口清查表」に記入されたほか、専用の表式にも記入されたのである。それは、①外国人、特に日本人向けの「外僑戸口清查表」、②無職者、平素より素行の悪い人、特に犯罪履歴のある「遊民」向けの「遊民戸口清查表」、③戦死軍人の遺族向けの「陣亡將士家屬戸口調査表」、④榮譽軍人とその家族向けの「榮譽軍人及家屬調査表」であった。¹⁶

調査のやり方と内容を見るなら、この戸口清查は中国で実施した戸口調査の経験を学んで行われたものと言える。この調査は台湾接收を順調に行うために台湾住民を調査したものであったが、実は、それと同時にこれは台湾住民に中華民國国民というアイデンティティを抱かせる目的で実施した調査でもあった。例えば、戸口清查には「戸」（世帯）が普通戸、船戸、寺廟戸、公共戸、外僑戸に分類されていた。これは、中国の戸口調査と同一であった。ただ、一つの点が中国の調査と違った。それは、台湾の場合は「高砂戸」が加えられたことである。¹⁷また、戸口清查員が手元に持ったハンドブックに記載された調査の注意事項についての説明は、中国で実施された戸口調査と全く同一であった。これらの点から考えると、この戸口清查が中国の経験を踏まえて実施されたことは明らかである。

以上、1946年4月から6月までに実施された戸口清查は、行政長官公署が台湾を接收した後、初めての台湾に対する人口調査であった。行政長官公署はこの戸口清查を通じて、台湾社会の戸口を把握して隠れた人口を探し出し、さらに

¹⁶ 邢鑑生、『台湾戸籍行政』、嘉義：建国書店、1954年、p.99。

¹⁷ 「台湾省各縣市戸口清查細則」、『台湾省行政長官公署公報』、春：19、1946年3月18日、p.334。

戸口登録を完備しようと企てた。しかし、戦争が終わったばかりの政権転換期に、台湾各地の戸政機関はいまだ整備していなかった。しかも、急に戸口清查を実施したため、戸口清查員に対する訓練はいまだ充分ではなかった。そのため、戸口清查は成功裡に実施されたのかどうか、実は疑問であった。

例をあげるなら、戸口清查時期に台東県が行政長官公署に「戸口清查報告書」を提出した。その報告書によれば、交通不便、基層行政組織戸政担当者の不足、素質の低劣、そして経費の不足などの理由で、清查の作業は極めて困難であった。とりわけ、「遊民」の行方は掌握しにくいため、遊民戸口の作成は最も困難な作業となった。また、「戸口清查表」には、住民の中国姓名しか記入できない、と規定されたが、この時期台湾人で中国式姓名を回復していない人が多かった、あるいは、新生児はそもそも中国式姓名を持っていなかった。そのため、清查の登録作業は進められなかった等々、といろいろな状況があった。¹⁸

また、この戸口清查は、地方治安の維持かつ領土内人民を把握するための、戸籍行政の一環として行われたものである。¹⁹そのため、戸口清查が完了後、民政処はこれからの戸口調査と戸口異動のルール、および戸口校正制度を発表した。1946年10月に、戸籍登記が始まった。戸籍登記は「籍別登記」、「身分登記」に分けられており、そのなかには、「遷徙登記」（移出登記と移入登記）と「流動人口登記」が特別に強調された。それにより、民政処は住民の各登記（異動に関する届出）に基づき、「戸口異動統計報告表」、または「外僑異動統計報告表」を作成した。

それに加え、戸口統計を作成することも規定された。戸口統計には「戸口静態統計」と「戸口動態統計」の2種類があった。戸口静態統計は「人口性別統計」、「籍別統計」、「年齢統計」、「教育程度統計」、「職業統計」、「婚姻状況統計」、「戸口統計月報表」に分けられており、戸口動態統計は、「出生統計」、「死亡統計」、「遷出統計」（転出統計）、「徙入統計」（転入統計）に分けられていた。

こうして、戸口統計のルールは確認されたが、現実には、定められた時期に、

¹⁸ 「台東県四至六月戸政工作進度報告表及戸口清查工作報告」、『台湾行政長官公署档案』、典藏号：00308900002014、1946年7月10日。

¹⁹ 台湾省行政長官公署民政処、『台湾戸政』、第一期、1946.7、pp7-9。

戸口調査の担当者を全部動員し、戸口の校正や調査を実施することは不可能であった。この時期には戸口登録のミス、あるいは登録重複が多かった。そのため、戸政の資料による戸口統計が作成されたとはいえ、実際にはその信頼度は低かった。²⁰これが原因で、これから10年間、台湾住民に関する人口統計は誤差が大きかった。たとえば、政府機関の算定によれば、当時の台湾の人数は約900万人であった。だが、ほかの民間機関の算定では、最低値の660万人から最高値の1000万人まで、様々な数字が出て来た。この時期には、台湾の人口数の誤差範囲は、360万人にも及んでいたのである。²¹

3・2 植民地期の人口統計の整理と利用

一方、1945年10月に台湾行政長官公署が成立した当日に、秘書処に統計室が設立された。中国から来た統計実務家は、総督府期の統計実務家の力を借りて、戦前の統計資料を整理し始め、それに基づいて統計書を編集した。その過程で、戦前の人口統計も多く使われた。さて、以下、『台湾省五十一年来統計提要』、『第二回 台湾居民生命表』、『台湾第七次人口普查結果表』、三点の本を例として、行政長官公署が戦前の人口統計を利用した状況について説明して行こう。

まず、1946年12月に出版された『台湾省五十一年来統計提要』は、『台湾総督府統計書』の形式を参考し、戦前の業務統計を精選して編製したものである。そのなかには、1905年から1935年まで実施された6回の国勢調査に関する情報も収録され、それらの調査名称、調査経費、調査項目などのノウハウが順番に紹介された。そして、戦後の統計実務家も、6回の人口センサスの結果から、必要とする部分だけを選び、自分なりの分類方法で統計表を作り、統計提要に掲載した。

たとえば、戦前の人口センサスが行われた時、台湾で暮らした住民に関する

²⁰ 王典謨、「戸口普查之目的何在」、『中国内政』、12:2、戸口普查専号、1956年8月15日、pp.24-25。

²¹ 張敬原、『中国人口問題』、台北：中国人口学会、1959年、p173。

分類は本島人（台湾人）、内地人（日本人）、外国人、韓国人に分けられたが、『台湾省五十一年来統計提要』には台湾人、外省人、日本人、韓国人、外国人に分類が変更になった。また、他の調査項目は、総戸数、総人口、性別、年齢、職業しか採用されなかった。戦前に総督府が注目した教育、纏足、不具、アヘン吸飲状況の項目は省略された。戦後の統治者が自分の関心に合わせて調査結果を選んだことが、ここからはっきりと判明する。²²

また、元の台湾総督府統計課に勤め、戦後に行政長官公署農林処に転勤した林開煥²³は、行政長官公署統計室主任李植泉の要請により、『第二回 台湾居民生命表』を編成した。²⁴その生命表の編成材料は、台湾総督府による1935年度と1940年度の臨時国勢調査の結果、および1936年から1941年にかけての人口動態統計の結果という2種類の人口統計であった。この本は、台湾における漢人の生命に関する統計データを用いて推計したものであったが、出版した時期が戦後であったため、「中国」漢人の生命研究となった。この生命表は中国漢民族の生命に関わる実証的な推計結果であり、中国の保険事業に役に立った、と当時の中国統計学界では評価された。²⁵

さらに、戦後の中国農村を復興するため、1948年10月に、中華民国政府は南京で中国農村復興聯合委員会（以下略称：農復会）を設立した。政府が台湾に移転した後、農復会も政府とともに台湾に移転し、それ以後、台湾農村の復興に関する政策を実施した。その過程で、農復会は台湾社会に関する人口問題に着目した。1953年に、農復会は人口専門家Dr. George W. Barelayを台湾に招聘し、台湾の人口問題を研究させた。その研究を補助するため、農復会による経費の提供を上で、台湾省主計処²⁶は日本人によって遺された1940年国勢調

²² 台湾行政長官公署統計室、『台湾省五十一年来統計提要』、南投：同室、1946年12月。

²³ 林開煥の生涯とその功績については、林佩欣、「戦後台湾国民政府による業務統計システムの接收とその再建(1945-1949)」、A.638,"Discussion Paper Series", Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, 2016.2, pp.16-17を参照。

²⁴ 李植泉、「台湾居民生命表（第二回）序文」、『台湾統計通訊』、1：6、台湾省政府統計処、1947年9月15日、p.2。

²⁵ 林開煥、「台湾居民生命表（第二回）之編製」、『台湾統計通訊』、1：6、台湾省政府統計処、1947年9月15日、p.3。

²⁶ 1949年9月に主計制度が台湾に復活することに伴い、元の台湾省統計処と台湾省会計処を

査の統計データを集計し、『台湾第七次人口普查結果表』というタイトルを付けて出版した。²⁷

『台湾第七次人口普查結果表』は、これを人口専門家に提供して彼らが台湾社会を研究する基礎とするために出版されたものである。とは言え、結果表の内容は、単純な統計表と数字だけではなかった。前書きには、戦前の人口センサスに関する調査名称、関連法令、調査組織、調査範囲、調査項目、調査時間、調査方法、必要の経費、調査結果の情報を、すべて中国語と英語と2言語で詳しく紹介した。²⁸その中には、調査票の様式、調査票の記入方法（自計または他計）や、使用機械などの内容まで詳細に掲載されている。

『台湾第七次人口普查結果表』は、台湾総督府による1940年の国勢調査の結果によって集計したものであったが、実際には、その内容には中華民国政府の必要に応じて調整されたところが多かった。例をあげるなら、1940年に国勢調査が行われたとき、調査項目は姓名、所帯における地位、種族、性別、生年月日、出身地、本籍（または民籍、国籍）、渡台時期（日本人限定）、配偶関係、本業（調査時の職業、および昭和12年7月1日時点の職業と従業上の地位）、本業の地位、日本語の程度（台湾人限定）、指定技能、兵役関係（日本人限定）が指定されていた。しかし、²⁹主計処は、それらの調査項目を全部集計して発表したわけではなかった。

まず、1940年に台湾で暮らした住民に関する分類は、『台湾省五十一年来統計提要』と同じやり方で、本島人（台湾人）、内地人（日本人）、外国人、韓国人から、本省人、日本人、外省人、外国人、韓国人に変更になった。また、全書は二つの部分に分けられた。第一部分は、戸籍を始め、順番に都市と田舎、種族、現住地と本籍、地域の人口密度をタイトルとして、各項目の人口に関する統計表が掲載された。第二部分には、年齢、婚姻、職業と「職位」、教育、

合併してから設立された新たな機関である

²⁷ 台湾省主計処、「編製説明」、『台湾第七次人口普查結果表』、台北：同処、1953年3月、ページなし。

²⁸ 台湾省主計処、「台湾歴次人口普查簡述」、『台湾第七次人口普查結果表』、pp. I - VI。

²⁹ 台湾省主計処、「台湾省第七次人口普查有関法規」、『台湾第七次人口普查結果表』、pp.172 - 173。

高山族、外国人をタイトルとして、各項目の人口に関する統計表が掲載された。

『台湾第七次人口普查結果表』は、いわば、本省人（台湾人）の情報をめぐって編集されたものであった。兵役関係と渡台時期という日本人限定の2つの調査項目、および特殊技能の項目は省略された。ちなみに、外国人に関する情報は国籍によって分類して掲載されたが、日本人と韓国人は排除されたのである（表2 「1940年臨時国勢調査と『台湾第七次人口普查結果表』との項目の比較」を参考）。

表2 1940年臨時国勢調査と『台湾第七次人口普查結果表』との項目の比較

	1940年臨時国勢調査	『台湾第七次人口普查結果表』
年齢	○	○
配偶関係	○	○
本業と職位	○	○
日本語程度	○	○
兵役関係（日本人限定）	○	×
渡台時期（日本人限定）	○	×
特殊技能	○	×
高山族	×	○
外国人	×	○

資料出所：台湾省主計処、『台湾第七次人口普查結果表』、台北：同処、1953年3月。

ここで、注意すべきところは3点ある。①「高山族」に関する統計表が設計されたことである。戦前の調査は高山族をタイトルとする項目がなかったが、戦後の統計実務家は、統計データから高山族情報を取り出し、各地の高山族に関して年齢、結婚、性別の数字を掲載した。これは、『台湾省五十一年來統計提要』と同じ状況であり、中華民國政府が高山族の情報を重視したことの反映

である。②職業項目も重視された。この結果表には、他の項目より多くの九つの統計表を掲載し、台湾社会の職業を大分類、中分類、小分類、3種類に分け、各種職業の人数を紹介した。そのみならず、教育の項目にも各職業および各職位ごとに、住民の識字程度（日本語の程度）を紹介した。これは戦前の報告書には見られないものである。③1944年と1945年、台湾総督府が実施した二回の臨時戸口調査の結果を添付したことである。

要するに、名義上、『台湾第七次人口普查結果表』は1940年の臨時国勢調査の調査結果による出版物であったが、実際はそれだけではなかったのである。この出版物には、戦前の7回の人口センサスに関して法令、調査項目、調査経費、調査範囲の設定などのノウハウが詳しく紹介された。さらに、元の調査項目にかかわらず、中華民国政府が自国の必要とする部分のみを取り出した。実際、1956年に台閩地区戸口普查が行われたとき、いくつかのやり方は、台湾総督府による戦前の人口センサスとよく似ていた。その理由は、『台湾第七次人口普查結果表』の出版を前提としたものであるからだ、と筆者は推定している。

さらに、『台湾第七次人口普查結果表』はもう一つの重要性がある。結果表に使われた統計データは戦前のものであったが、1940年から1956年までの16年間、台湾では人口センサスが実施されていなかった。そのため、『台湾第七次人口普查結果表』は、1956年まで、台湾に暮らす住民の構成に関して最も信頼性の高い数字となったのである。³⁰

4 台閩地区戸口普查の背景と考案

4.1 台閩地区戸口普查の背景

前述の通り、戦後初期において国民政府が台湾住民を把握した資料は、『台湾第七次人口普查結果表』、あるいは同時期の戸籍登記の2つしかなかった。

³⁰ 「中國現代化的里程碑戸口普查与国勢調査」、『微信新聞』、1956年9月16日、1版。

しかし、『台湾第七次人口普查結果表』は台湾総督府統治下のものであり、1945年以降中国から移住した外省人、および中華民国政府政権のある金門と馬祖の人口情報を含まなかった。また、戸籍登記による人口情報は、重複登録、登録ミスが多かったのみならず、人口の総数のみにとどまり、職業や教育などの人口に関する詳細な情報を含まない、不十分なものであった。³¹人口の実態が判明しないと、国家政策が立案できないだけでなく、関連研究もできなかった。

1950年代に、台湾では国際的な交流が盛んになり、海外の学者も台湾に足を運んで研究を行うことが増えて来た。前述の人口専門家Dr. George W. Barelayはその一例であった。もう一つの例は、1950年に、国連所属機関は台湾の社会構造と経済形態を理解するため、台湾を訪れた、台湾省主計処に国民所得と労働者統計の提出を求めた。しかし、当時の台湾は、最新の人口センサスをまだ実施していなかった。そのため、労働者統計を推計できず、結局提供できなかった。国際社会に台湾に関する正確な統計資料を提供する能力がないことは、統計実務家にとって最大な恥である、と当時の主計処副処長の李植泉³²は痛感した。³³

ところで、1950年代頃、台湾社会の人口は急増のさなかにあった。戸籍統計によると、当時の総人口はおよそ875万人であり、第二次世界大戦が終わってからわずか10年の間に、およそ200万人の人口増加、年平均増加率は3.4%という異常な値を示していた。また、出生率は、1954年が44.6%で、ほとんど生理的の最高限に近づいており、年間40万人前後の出生者があった。人口激増による台湾経済の困難と社会不安が予想された。そのため、1950年代後半期にはいると、台湾社会には、家庭計画（家族計画運動）を実施しよう、という機運が高まった。³⁴家庭計画を順調に推進するためには、人口構成に関する統計が不可

³¹ 「從人口統計談到戸口普查」、『徵信新聞』、1953年10月26日、1版。

³² 李植泉の生涯とのそ功績については、林佩欣、「戦後台湾国民政府による業務統計システムの接收とその再建(1945-1949)」、p.13を参照。

³³ 李植泉、「戸口普查与労働力査記問題」、『中国内政』、12：2、戸口普查専号、1956年8月15日、p.15。

³⁴ 吉田忠雄、「台湾の保健行政と家族計画」、南亮三郎編、『台湾の人口と経済』、東京：アジア研究所、1971年1月、p.149。

欠の参考資料となる。こうした事態を背景に、人口センサスを実施することが緊要となった。

現実には、この人口センサスのきっかけは、もう一つがあった。国共内戦に勝利して中国で政権を獲得した中華人民共和国政府は、「第一次経済五年計画」を実施するため、「全国第一次人口普查弁法」を發表し、1953年6月30日24時を「標準時刻」として、全国に人口センサスを実施しようとした。調査の項目は、「戸長」（世帯主）との関係、姓名、性別、年齢、民族、本住所（本籍地）の6つであった。調査完了後、国家統計局は『關於全国人口普查結果的公報』（全国人口普查結果に関する公報）を公開し、調査結果を發表した。³⁵中華人民共和国政府はこれを国内に發表したのみならず、国際社会にも意気揚揚と發表した。³⁶1950年代は、中華民国と中華人民共和国、海峡兩岸の政府が中国に対する所有権、いわゆる「正統」を争う激しい時期であった。中華人民共和国政府が国際社会に人口センサスの結果を發表したことは、中華民国政府にとって、屈辱的な出来事であった。

中華人民共和国の人口普查が実施された1953年に、中国大陸への「反攻」に必要な人的資源を動員するため、さらに「反攻」してから全国人口センサスのモデルになる、という理由で、「中華民国台閩地区戸口普查」についての検討が始まった。³⁷1953年の春、行政院で以後三年間にわたる施政検討会が開かれた。この会議では、主計処のアドバイスに従って、内政部と主計処が協力して「行政院戸口普查統計委員会」が設立された。この委員会は、各行政機関の長官と専門家を誘い、人口センサスに関する理論と実務を研究してから、普查計画を發表する、ということになった。

1956年2月15日に、行政院には戸口普查処が設立された。内政部長が中央レベルの「普查長」を命じられ、各関連の機関長官が中央レベルの「副普查長」を命じられた。また、省級機関（実は台湾省政府しかない）には、戸口普查処が設立された。省政府主席が省レベルの「普查長」を命じられ、民政庁長が省レベルの「副普查長」を命じられた。さらに、1956年9月16日が調査の「標準

³⁵ 王塞主編、『中華人民共和国統計大事記』、北京：中国統計出版社、1992年8月、p.23。

³⁶ 王德溥、「台閩地区戸口普查」、p.3。

³⁷ 「挙弁戸口普查作為建設矩範期望軍民合作完成任務」、『微信新聞』、1956年9月12日、1版。

時刻」に指定された。9月16日が指定された理由は、調査の実施にあたり、大量の教師が調査員として利用されたためである。9月16日は学校が休みの時期であったため、学生達の勉強に影響しなかったのである。調査範囲は台湾全省および福建省の金門と馬祖地区であることが決められた。

調査の名称として「中華民國台閩地区戸口普查」と付けられたことは、当時
の中華民國政府の自分の領土に対する「妄想」を反映している。「反攻大陸」
(中国に反攻する)の雰囲気が出ていた当時の台湾社会では、中華民國の領
土は台湾省と福建省の金門、馬祖だけではなく、中国本土、外モンゴルまでも含
むと認識されていた。そのため、1956年に実施する予定の戸口普查は、ただ台
湾と福建両省の地方的な調査である、という意味を言外に含めたのである。し
かし、政治の現実上、中華民國政権は台湾省および福建省の金門と馬祖両離島
までしかその支配権を伸ばせなかった。

4.2 台閩地区戸口普查の考案

行政院戸口普查処が設立された後、「戸口普查实施方案」の設計が始められ
た。「戸口普查实施方案」というのは、戸口普查が順調に行われるため、あら
かじめ調査に関して設計した方針策である。国内の実情に適応し、調査が順調
に実施され、さらに国際的な慣例に違反せず、調査の結果を国連に提供でき、
国際社会で参考にされる資料を作ることが、この「考案」の最終目的である。
それらの条件を全体として勘案したのち、最終的に2つの实施方案が設計され
た。第1方案は戦前の台湾総督府の国勢調査を参考にしたものである。この方
案は調査対象、調査地域、調査機関、調査方法などの実施法については、台湾
総督府による国勢調査を参考にしたところが多かった。しかし、1940年以降、
台湾総督府は国勢調査を実施する際、自計主義を採用し始めた。³⁸しかし、1956
年の戸口普查の調査項目は多くかつ詳細であったため、自計主義を採用する
と、調査対象である台湾住民にとって、紛らわしくて記入しにくい恐れがあ

³⁸「自計主義に改めて 本島も国勢調査 今秋十月一日を期して」、『台湾日日新報』、1940年
7月21日、2版。

る、と立案者は考えた。そのため、第2方案も立案された。³⁹

第2方案とは、1950年にアメリカが実施した人口センサスを参考にして設計されたものである。戸口普查を実施することが決まった後、内政部は外交部に依頼し、中華民國の各国駐在大使に頼み、1950年に各国が実施した人口センサスに関する資料を集めた。⁴⁰第2方案はまさにその時入手した資料によって仕上げたものである。普查地域を拡大し、調査員を減らし、予備調査の時間を延長し、「宵禁」（夜間外出禁止）を採用しない方針は、第2方案の特徴である。しかし、中華民國政府にとって、戸口普查は従来経験がない初めての作業であった。第2方案によって実施することは、ハードルが高すぎ、恐らく事業が進みにくい。こうした事情を考慮して、最終的には第1方案と第2方案を融合し、両方の利点を採用する折衷案が決まった。⁴¹

戸口普查の項目は、戸別（普通住戸あるいは非普通住戸）、姓名、「稱謂」（世帯における地位）、性別、生年月日、籍別（本籍または国籍）、婚姻（配偶関係）、職業、専長（特殊技能）、教育程度の9つである。⁴²それぞれの調査項目は、国際的慣例に従ったものもあるし、中華民國政府が自分の施政上の必要によって考案したのもあった。戸口普查員に配布した『填表須知及教材』（戸口普查表の記入に関する注意事項）を参考にすれば、各項目についてその項目が選ばれた理由や調査の手順が判明する。

『填表須知及教材』によると、姓名は人口センサスの基礎項目であった。住民は普查を受ける際、「戸口名簿」に記入した姓名に基づいて提出すべきである。また、「稱謂」は「戸」（世帯）を構成する「口」（人口）の相互関係を理解するために必要な項目である。つぎに、性別と年齢も人口センサスの基本項目であった。戸口普查員は普查を実施する際、住民の手元にある「戸口名簿」に基づいてそのまま内容を引用するのは禁止された。かならず農曆（旧暦）と太陽暦の換算表を利用して確実に太陽暦に換算し、住民の「実歳」（満年齢）

³⁹ 王德溥、「台閩地区戸口普查」、p.3。

⁴⁰ 「蒐集各国戸口普查資料」、『外交部檔案』、典藏号：020-071006-0013、1954年1月14日。

⁴¹ 王德溥、「台閩地区戸口普查」、p.3。

⁴² 「中華民國台閩地区戸口普查实施方案」、『台湾省政府公報』、秋：11、1956年6月30日、pp.150-156。

を確認してから記入することとされた。なぜなら、台湾社会では、普段農曆による「虚歳」（数え年）を使ったため、「戸口名簿」に記入された年齢は実際年齢より、1歳または2歳を過大になるからである。

さらに、籍別は「籍」と「出生地」（出身地）、両方とも含まれる項目である。「籍」は本籍を指し、「出生地」は本人が生まれた際の所在地を指す。籍別を記入するポイントは、各族群によって違う。「本省人」は「祖籍」、いわゆる祖先が台湾に来た前の出身地を記入すべきこと、「高山族」は族系を記入すべきこと、「外省人」は出身地を記入するだけでなく、来台の時期の記入も必要である。⁴³「祖籍」が不明の場合は、自分が使う常用語によって決める。常用語が「閩南語」なら、福建省と記入し、「客家語」なら、広東省と記入するのである。また、通年平地に暮らす「高山族」は、平地の生活に馴染んでいても、元の族系を記入すべきこととされた。⁴⁴

さらに、婚姻は人口の自然増加に影響する重要な要因である。この項目については、未婚、有偶、喪偶（死別）、離婚、同居、別居に分かれていた。教育は文化の状況を理解するために調査する項目であった。識字者、不識字者、在学児童、失学（非就学）児童に分かれていた。識字の判断基準は、中国の漢字を認識するかどうかに基づいて判断する。なお、住民が識字者と認定されたばあい、この住民について、修業学校と専門、またはどのような試験の合格者であるかについて調査することが必要とされた。⁴⁵

職業の項目は住民の経済活動を知るために調査するものであった。有業者、無業者、失業者に分かれていた。経済特性に関する項目は、国家の建設、および人員動員のために設計されたものであるため、この戸口普查のなかでも、もっとも詳しい調査項目である。そのなかでは、住民の「専長」（特殊技能）も考慮された。国家動員のために、従来からあった軍事関係の職業分類表を参考にして計8類43項目の軍事に関する職業分類を作成し、これに従って住民に

⁴³ 台湾省戸口普查処、『中華民國戸口普查報告書』、1956年 第一卷 台閩地区 戸口普查記述及統計提要、pp.14-15。

⁴⁴ 「怎樣接受戸口普查（一）」、『徵信新聞』、1956年9月13日、3版。

⁴⁵ 台湾省戸口普查処、『中華民國戸口普查報告書』、1956年 第一卷 台閩地区 戸口普查記述及統計提要、p.7。

記入させるものであった。⁴⁶

以上の点からみると、この戸口普查の項目は、台湾総督府による1940年の国勢調査項目と非常に似ていた。外省人に対して渡台時期や出身地を記入すべき項目は、戦前の日本人のみの調査項目と同一であった。さらに、職業に関する項目は、中華民国政府によっても着目された。とりわけ、「専長」の項目である。住民の専長に対する調査は、国際的慣例ではなかった。1935年までの、台湾の人口センサスにもこの項目がなかった。これは戦争の人力動員のため、1940年に日本に国勢調査が実施された際、内閣統計局により考案された項目である。台湾総督府がこの調査項目を引用し、同年に台湾で実施された国勢調査にも利用した。ようするに、この項目は、平時の人口センサスには含まれず、時局に応じて台湾総督府が設けたものであったが、この調査項目は中華民国政府による戸口普查においても利用された。1956年の時点で台湾社会は、いまだ戦争の影から脱出していなかったことが、ここからも判明する（表3「1940年臨時国勢調査と1956年台閩地区戸口普查の調査項目の比較」を参考）。

表3 1940年臨時国勢調査と1956年台閩地区戸口普查の調査項目の比較

	1940年臨時国勢調査	1956年台閩地区戸口普查
戸別	×	○
稱謂（世帯における地位）	○	○
姓名（氏名）	○	○
性別（男女別）	○	○

⁴⁶ 台湾省戸口普查処、『中華民国戸口普查報告書』、1956年 第一卷 台閩地区 戸口普查記述及統計提要、p.8。

生年月日	○	○
籍別（本籍または国籍）	○	○
婚姻（配偶関係）	○	○
結婚時期	○	×
職業	○	○
失業	×	○
産業（行業）	○	○
専長（特殊技能）	○	○
兵役関係	○（日本人限定）	×
出身地	○（日本人限定）	○（外省人限定）
種族	○（台湾人限定）	○（高山族限定）
教育程度	○（日本語の程度）	○
渡台時期	○（日本人限定）	○（外省人限定）

資料出所：「本年の十月一日に一齊に國勢調査 臺灣人口は五百九十五萬か」、『台湾日日新報』、1940年1月26日、7版；王德溥、「台閩地区戸口普查」、『中国内政』、12：2、戸口普查專号、1956年8月15日、p.2。

また、調査の手順から見ると、戸口普查の事前の準備は、普查区と監督区の設定、普查地図の編成、「戸口分布表」と「普查底冊」（普查区の住民に関する一覧リスト）の編成、「普查書表」（調査員ハンドブック）の配布、以上の順番である。まずは、普查区と監督区の設定である。これは戸口普查員と監督員の作業範囲である。作業範囲である普查区と監督区が決まると、次は普查地図の編成に取り掛かる。普查地図は戸口普查員と監督員に配布されるもので、戸口普查区と監督区に関する地理、交通、戸口状況を掲載するガイドブックのような冊子である。さらに、1956年5月の戸籍資料に基づき、村、里を単位として「戸口分布表」を作り、戸籍登記簿に基づき、「普查底冊」を作成した。各村、里の「戸口分布表」と「普查底冊」は、世帯、世帯主、世帯人数に関する情報を記載するものであり、戸口普查の基礎資料となった。⁴⁷この実施手順は戦前

⁴⁷ 台湾省戸口普查処、『中華民國戸口普查報告書提要』、南投：台湾省戸口普查処、1959年10月、pp.12-14。

の国勢調査のやり方とよく似ている。

しかし、この戸口普查では、戦前の国勢調査と異なり、他計主義が採用された。戸口普查表は一世帯一枚の形で設計され、「口表」（個人票）と「戸表」（世帯票）は同じ表紙に印刷されたのである。個人表と世帯表を同一の表式に載せることにより、戸口普查員による記入の手間を省略できる。そのみならず、重複登録も避けられると戸口普查処は考案した。実査完了後、世帯に関する情報を記録してから、「戸表」（世帯票）の原票を切り離せば、「口表」（個人票）になる。⁴⁸これは、1940年に国勢調査が実施された際、台湾総督府の統計実務家が考案したアイデアであり、この普查にも引用されたのである。（図1 1956年中華民国台閩地区戸口普查の普查表、図2 中華民国戸口普查表部分拡大図を参考）

図1 1956年中華民国台閩地区戸口普查の普查表

⁴⁸ 台湾省戸口普查処、『中華民国戸口普查報告書』、1956年 第一巻 台閩地区 戸口普查記述及統計提要、p.36。

姓名	籍貫	關係	性別	年齡	別	年												育	專長	無工作原因	原	因
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
1	戶長	本人	男	35	本國	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	育	專長	無工作原因	原	因

姓名	籍貫	關係	性別	年齡	別	年												育	專長	無工作原因	原	因
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
2	戶長	本人	男	35	本國	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	育	專長	無工作原因	原	因

姓名	籍貫	關係	性別	年齡	別	年												育	專長	無工作原因	原	因
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
3	戶長	本人	男	35	本國	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	育	專長	無工作原因	原	因

姓名	籍貫	關係	性別	年齡	別	年												育	專長	無工作原因	原	因
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
4	戶長	本人	男	35	本國	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	育	專長	無工作原因	原	因

姓名	籍貫	關係	性別	年齡	別	年												育	專長	無工作原因	原	因
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
5	戶長	本人	男	35	本國	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	育	專長	無工作原因	原	因

姓名	籍貫	關係	性別	年齡	別	年												育	專長	無工作原因	原	因
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
6	戶長	本人	男	35	本國	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	育	專長	無工作原因	原	因

(1) 居住人口普查表在戶內的 男 人 女 人 共 人
 (2) 居住人口普查表在戶外的 男 人 女 人 共 人
 (3) 本戶總人口 (1)+(2) 男 人 女 人 共 人
 (4) 居住或臨時居住的 男 人 女 人 共 人
 (5) 本戶總人口 (1)+(4) 男 人 女 人 共 人

姓名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
籍別	本省	外省	外國	出生地	本省	外省	外國	未婚	有偶	喪偶	續偶	不婚																												
職業	無工作																																							

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
在內	外出	常住人口	家屬	雇用人	寄住人	男	女	本省籍	外省籍	外國籍	未婚	有偶	喪偶	續偶	不婚																								

性	名	性別	常	住	地	性	名	性別	常	住	地

本戶共填表 _____ 張

圖1-2の資料出所：台湾省戶口普查處、『中華民國戶口普查報告書』、1956年 第一卷 台灣地區 戶口普查記述及統計提要、南投：同處、1959年10月。

1956年の戸口普查は、戦前の国勢調査のノウハウを多く利用したとは言え、中国なりの考え方も見られる。それは、「戸口普查」という名称をつけられたことである。植民地期における台湾の人口センサスは「戸口調査」の名称を付けられたことがあったが、それは、同調査が「戸籍調査簿」により施行されたためである。そのほか、「人口調査」などの耳慣れない用語により、台湾住民に不要な混乱を生じさせないためというのも、重要な理由である。ところが、1956年の戸口普查は、意義としては確かに人口センサスであったが、実は戸籍行政と強い関係のある調査であった。

まず、この普查の根拠法としての戸口普查法は、戸籍法に基づいて制定された。のみならず、調査の主な担当機関は統計機関の行政院主計処ではなく、戸籍担当機関の内政部であった。⁴⁹1946年1月に戸籍法が改正された際に、戸口普查業務は主計処から内政部に移管され、主計処は協力者の立場になったのである。⁵⁰さらに、戸口普查は戸籍の再登録政策とも関係していた。これは、いままでに戸籍に登録していなかった住民に対する政策で、戸口普查の調査対象となれば証明書をもらうことができ、その証明書によって罰金を課せられることなく、戸籍を再登記できる、という法令である。⁵¹さらに、調査の日が近づいてきた8月にはいると、台湾省政府は「肅清空戸、漏戸、遙寄戸口処理弁法」（戸口がない家、戸口登録から漏れた家、寄留戸口に関する措置対策）を制定した。全台湾の戸口に対して総点検を行い、戸籍の正確性を求めたのであった。⁵²以上の3点から考えるなら、1956年の戸口普查は、戸籍業務と強いつながりを持つことが判明する。

⁴⁹ 張敬原、「戸口普查的性質与効用」、p.22。

⁵⁰ 台湾省戸口普查処、『中華民國戸口普查報告書書』、pp.1-2。

⁵¹ 王典謨、「戸口普查之目的何在」、『中国内政』、12:2、戸口普查専号、1956年8月15日、p.24。

⁵² 「全省戸口総校正下月五日前挙弁省府訂定肅清空戸等処理弁法通全令全省戸役警切実弁理」、『徵信新聞』、1956年7月5日、3版。

5 台閩地区戸口普查から見る台湾社会

5.1 16年ぶりの調査に臨んだ台湾社会

戸口調査が順調に行われるため、戸口普查処は慎重に準備した。第一の作業は宣伝であった。調査の当日が来る前に、台湾社会に対して調査の意義や調査の方法について、全力をあげて宣伝した。この宣伝には3つのポイントがある。第1に、戸口普查は戸口清查とまったく違う調査であり、人口の構成を分析することを目的とするものである。⁵³第2に、台湾で暮らす住民は、すべて戸口普查を受ける義務がある。戸口普查を忌避するなら、罰金を課される。⁵⁴同じ理由で、村、里の基層行政人員（基礎自治体の公務員）は、戸口普查の協力義務がある。戸口普查の作業に参加しないなら、厳重な処分を受ける、⁵⁵と戸口普查法には規定された。

第3に、戸口普查は犯罪の調査ではなかった。そのため、調査の当日には、現行犯以外、誰も逮捕しなかったのである。⁵⁶それだけでなく、台湾住民に戸口普查に対する関心を抱かせるため、戸口普查処は「警察廣播電台」（警察ラジオ放送局）に頼み、宣伝期間中に、普查に関するクイズを行った。それは、台湾の総人口を当てる推測のクイズである。クイズ参加者は、戸口普查の前に、台湾総人口数をあらかじめ推測する。普查の結果が発表された後、参加者の推測した数字が当たれば、あるいは近い数字を提示していたようなら、それぞれのレベルの賞金をもらえることとした。⁵⁷

⁵³ 「全國戸口普查年内開始弁理内含男女人数就業狀況体能体位等項將為了解国勢之一重要記錄」、『徵信新聞』、1956年1月3日、3版。

⁵⁴ 「規避戸口調査依法論処科罰省普查処飭各縣市遵弁」、『徵信新聞』、1956年9月2日、3版。

⁵⁵ 「台省実施戸口普查十五日夜十一時後管制交通人民应行注意遵守事項普查処昨日公布四要點違反戸口普查法者概准覓保自行投案参加普查工作人員应准公假如遇空襲警報解除後續進行」、『徵信新聞』、1956年9月4日、1版。

⁵⁶ 「警処飭所属應避免擾民除發現現行犯外不得有搜索行為」、『徵信新聞』、1956年9月9日、3版。

⁵⁷ 「戸口普查猜獎揭曉獲獎者共計卅名下月五日前領獎頭獎陳焜煌独得一千元」、『徵信新聞』、1956年11月7日、3版。

一方、戸口普查に臨む台湾の人々は、この調査に対し、どのような反応をしたのか、また、どのように対応したのか。台湾社会は人口センサスを受けた経験があるとはいえ、この人口普查は最後の国勢調査行われてから、16年を経過していた。この16年の間に、調査者としての統治者が台湾総督府から中華民國に変わった。戦前に調査を受けた経験は、この戸口普查に際してなんらかの役に立つのか、多くの住民が疑問を持っていた。とはいえ、調査に関する大量の情報を耳にした台湾住民は、この普查が統治者から重視されていることが分かった。16年ぶりの違和感や新政府に対する不安感を持っていたため、普查の日が近づいてきた9月の下旬、いろいろな現象が出て来た。出稼ぎ労働者たちは、相次いでふるさとに戻り、交通が大混乱になったことをはじめとし、⁵⁸社会の様々な隠された問題も浮かび上がった。

図3 1956年9月15日にバスターミナルで集まった人々



たとえば、ある女性は養父母と仲が悪くて家出をしたが、「中華民國身分証」(中華民國の国民であることを証明するIDカード)が養父母に差し押さえられた。身分証を持っていないため、戸口普查を受けられず、結果、自分が犯罪者とされるのではないかと不安を持ち、ついに警察機関に助けを求めた。また、

⁵⁸ 「離戸籍所在地人口可就現址接受普查」、『徵信新聞』、1956年9月15日、3版。

ある女性は未婚の状態で子供を産み、出生届を出さなかったため、子供が戸籍を持っていなかった。この親子二人は家を借りていたが、戸口調査の日が迫ると、係累を恐れた大家に追い出された。彼女は突然居場所を失い、養女協会に助けを求めた。あるいは、長年の間家に戻らなかった主人が、戸口普查を受けるため、家に帰ってきたが、知らない子供と一緒に連れて帰った、等々の社会現象が見られた。⁵⁹

9月15日までに予備調査が実施された。それは「普查底冊」に記録した各世帯の人口に関する基本資料の正確性について、あらかじめ確認する作業である。予備調査終了後、一時的に戸籍所在住所を離れた住民を確認し、「臨時査証」(臨時調査証明書)を配った。こうして、これらの住民は実家に帰らなくても調査を受けられた。⁶⁰台湾住民にすべて調査を受けさせることを確保するため、9月15日夜11時以降、各地の交通はすべて停止された。汽車とバスは一時的運休となった。

夜11時までに目的地に到着できない車や船など交通機関は、一斉運転禁止とされた。⁶¹住民は15日の12時までに自宅に帰って調査を受けるべきであるから、各娯楽場所は11時までに終わることが規定された。もし業務関係で出かけるなければならない場合、あらかじめ戸口普查処に通行証明書を申し込むことが必要である、病気で病院に通う必要がある患者も、あらかじめ病院から診療証明書をもらうことが必要である、と規定された。⁶²16日の0時から6時までは調査の本番であった。戸口普查の当日、台湾省政府には戸口普查長以下、すべて休みをとることが許されず、官庁で待機した。そのほか、戸口調査の司令部としての警察広播電台も全員出勤の状態であり、この日は全員待機となった。

63

16日0時になると、戸口普查長の王德溥は警察広播電台によるラジオ放送を

⁵⁹ 「戸口普查已臨頭這些事怎麼弁?」、『微信新聞』、1956年9月12日、4版。

⁶⁰ 「離戸籍所在地人口可就現址接受普查」、『微信新聞』、1956年9月15日、3版。

⁶¹ 「臨時管制交通實施細目核定十五日夜廿三時前不能到達目的地之各類車船一律不得開駛」、『微信新聞』、1956年9月8日、3版。

⁶² 「台省實施戸口普查十五日夜十一時後管制交通人民應行注意遵守事項普查處昨日公布四要點」、『微信新聞』、1956年9月4日、1版。

⁶³ 「戸口普查夜家家須點燈 各級普查處弁公到天明」、『微信新聞』、1956年9月9日、3版。

通じて、戸口調査の開始を宣言した。この時点から、台湾社会は調査の時間帯に入り、これからの6時間、戸口普查に専念し、他のことをやる必要はなく、いわば静止した世界となった。⁶⁴戸口普查員と助理普查員は「普查表」（調査表）と「普查底冊」を持参して各世帯を廻り、口頭質問の形で調査を行った。⁶⁵各世帯は、ドアの前に国旗を掛かけ、徹夜で家に明かりをつけたまま（家に電気がついていない場合、屋根にランタンを掛けたまま）、⁶⁶戸口名簿と家族皆の身分証を揃って机に置き、戸口普查員を待っていた。戸口普查員が来るまで、ドアを開けたまま、飼い犬をしっかりと抑えておくことが必要である。また、戸口普查を受ける時、家族に関する異動はすべて戸口普查員に報告するだけでなく、隣近所に異動がある場合も、戸口普查員に報告する義務があった。

67

図4 1956年9月16日に戸口普查夜の台湾人家出入り口の風景



⁶⁴ 「台省実施戸口普查十五日夜十一時後管制交通人民應行注意遵守事項普查処昨日公布四要点」、『徵信新聞』、1956年9月4日、1版。

⁶⁵ 「台閩地區戸口普查總統頒令切實弁理城市鄉鎮即將分別開始予查填表工作限九月十五前完成」、『徵信新聞』、1956年9月7日、7版。

⁶⁶ 「行政院戸口普查処規定 普查日應注意事項今日一律懸旗預祝普查成功夜間門前設燈便利普查人員」、『徵信新聞』、1956年9月15日、3版。

⁶⁷ 「台省實施戸口普查十五日夜十一時後管制交通人民應行注意遵守事項普查処昨日公布四要点」、『徵信新聞』、1956年9月4日、1版。

さらに、県、市政府の戸口普查協力者は、自分の管轄地域の各防空壕、工場、学校、機関、公園などの公共施設に対して徹底的に探索し、住所不定者がいるかどうか確認した。住所不定者を見つけると、すぐ県、市政府機関に通報した。そして彼らをしばらくある特定の場所に集め、戸口普查を受けさせた。彼らは16日の6時に、解放された。⁶⁸

図4 1956年9月16日に戸口普查を受けた台湾世帯



図5 特定の場所に集められた住所不定者が調査を受けた状況



⁶⁸ 「未携帯身分証の人將給与臨時查訖証」、『徵信新聞』、1956年9月14日、3版。

のみならず、中華民国政府は、一種の祭りを演出して、戸口普查の日を迎えた。15日11時05分から16日6時02分まで、スペシャル番組を編成し、いくつかあったラジオ局は一斉に特別プログラムを放送し、住民と共に徹夜で普查の晩を過ごした。このプログラムは、戸口普查ニュース、当時の流行歌曲、イタリア音楽、戸口普查のテーマをめぐって制作された「添丁大吉」というラジオドラマ、中国伝統音楽などの番組を組み合わせたものである。16日の5時50分になると、台湾省主席嚴家淦が戸口普查について談話を発表した。嚴はこの談話が終わったのち、戸口普查が完了したと宣言した。⁶⁹この時点から、台湾社会は平常の状態に戻った。1956年9月16日0時から6時までの6時間、台湾社会は完全な真空状態となった。

図6 1956年9月16日に戸口普查夜のラジオニュース生放送



図3-6の資料出所：「台閩戸口普查專号」、台影新聞史料011卷、台北：財団法人国家電影資料館。

だが、真空であり、静止していた6時間とは言え、この夜には様々な事件が発生した。戸口普查の夜には、台湾各地の町で屋台の販売が一切停止され、台北にある有名な遊廓街「宝斗里」、「江山楼」一夜を休業し、泥棒さえも活動の

⁶⁹ 「普查之夜不寂寞白光李湄為君歌」、『微信新聞』、1956年9月15日、3版。

余裕がなく、静かな一晩であった。ただし、この夜は、町内を巡って突発事件に注意しながら、勤務を実施した戸口普查の担当者たちにとっては、心身が引き締まる緊張の一夜であった。ある調査先で奥さんが主人ともみ合ったため、家を出て帰ってこなかった。戸口普查員が戸口普查をしようとしても、どうしても彼女の姿を見つけられなかった。最後には警察機関に通報し、外で彼女を見つけて呼び戻した。⁷⁰また、花蓮に暮らす阿美族という原住民族は「母系」の社会であり、世帯構成は一般の漢人社会と違っていた。「父系」社会の視点によって設計した普查表はこれに向いていなかったため、戸口普查員を困らせた。結局、時間をかけて普查票の記入法を考え直し、調査を済ませた。⁷¹

さらに、同夜の0時から1時30分の間に、台北市で4名の赤ちゃんが生まれた。新生児は戸口普查の標準時刻に生まれたが、これをどうやって記入するのか、難題になった。結局、これらの新生児たちはこの家を訪れた来客のように、「常住人口」ではなく、「現住人口」として記入する、と決められた。⁷²以上のような突発事件が相次いで発生したのである。新聞記事の記者は、この戸口普查の夜に対し、「極めて静かな夜であったが、雰囲気は非常に緊張していた」という評価を下している。⁷³

5.2 戸口普查の成果

このような「戸口普查夜」の後、普查票の点検、整理、「戸表」と「口表」の切り離し、分類、そして集計などの作業が始まった。それらの作業が済むと、調査の結果が公表された。1959年10月に、戸口普查の結果が3巻に分けて出版された。第1巻は調査の概要、関係法規および台閩地区全般の結果表が11表に分けて掲載されている。それは、以下の通りである。

第1表「戸口総数」（世帯数）、

⁷⁰ 「家裡失了火先搶普查表」、『徵信新聞』、1956年9月16日、3版。

⁷¹ 「阿美族地區母系為主填表不同」、『徵信新聞』、1956年9月16日、3版。

⁷² 「四個嬰兒差了一步錯過時辰只算客人」、『徵信新聞』、1956年9月16日、3版。

⁷³ 「偉大的普查夜」、『徵信新聞』、1956年9月16日、3版。

第2表「普通住戸戸長之行業」⁷⁴（普通世帯の世帯主の産業）、
第3表「人口密度及性比例」（人口密度および性比例）、
第4表「市鎮郷数按人口数分」（人口階級別の市鎮郷数）、
第5表「人口按年齢籍別及性別分」（年齢別、籍別および男女別の人口数）、
第6表「人口籍別按常住省及性別分」（常住省別、男女別の人口本籍）、
第7表「本国籍人口婚姻狀況按年齢及性別分」（年齢別、男女別の本国籍人口に関する配偶関係）、
第8表「十二歳以上本国籍人口教育程度按年齢及性別分」（年齢別、男女別の12歳以上の本国籍人口に関する教育程度）、
第9表「十二歳以上本国籍經濟活動人口按年齢及性別分」（年齢別、男女別の12歳以上の本国籍に関する經濟活動人口数）、
第10表「十二歳以上本国籍有業人口按行業從業者身分及性別分」（産業別、從業の地位別、男女別の12歳以上の本国籍に関する職業がある人口）、
第11表「十二歳以上本国籍有業人口按職業年齢及性別分」（職業の年齢別、男女別の12歳以上の本国籍に関する職業がある人口）以上である。⁷⁵

また、第2巻は台湾省の普查結果で6冊に分かれて掲載された。

第1冊「戸口總表及人口籍別」（戸口總数および各籍別の人口数）、
第2冊「人口之年齡及婚姻狀況」（人口の年齢および配偶関係）、
第3冊「人口之教育程度」（人口の教育程度）、
第4冊「人口之行業」（人口の産業）、
第5冊「人口之職業」（人口の職業）、
第6冊は「人口之行業與職業」（人口の産業と職業）以上である。

さらに、第3巻は福建省の結果であり、「金馬地區戸口總表及分類統計」（金門地区と馬祖地区に関する戸口總数および分類統計）、という名称であった。

⁷⁴ 「行業」という中国語は、日本語でいえば産業に相当する。

⁷⁵ 台湾省戸口普查処、『中華民國戸口普查報告書』、1956年 第一卷 台閩地区 戸口普查記述及統計提要、pp.45－84。

調査の結果によると、1956年9月に、台湾社会の世帯数は1,650,793戸であり、人口数は9,367,661人であった。⁷⁶この戸口普查の成果は、各方面に影響を及ぼした。例えば、1960年9月に、台湾省政府は各県、市の議員定数を決めるにあたり、戸口普查の結果による各県、市の人口数を採用し、それを基礎にして議員の数を決めた。こうして決められた定数は、1966年第二回の戸口普查が行われるまで変更しない、とされた。⁷⁷また、この戸口普查に対し、台湾の新聞界も良い評価を与えた。中国には、今まで人口センサスが実施されていなかったため、国際統計会議上中国に関する人口、産業、資源などの統計はいつも空白のまま、あるいは推測に止まった。中国の統治者にとって、それは最大の恥であった。この台閩地区戸口普查のおかげで、中国は数字がない国家から数字がある国家に進化し、近代国家の道へ進んでいく、との評価である。⁷⁸

この戸口普查の意義は、それだけではなかった。第二次世界大戦後、中国で国共内戦の情勢が激化するとともに、1945年以降、中国の各地から台湾に戦火を避けて転居する住民が増えてきた。このような大規模な人口移動は、5年以上続いており、1949年の中国国民党の敗戦に伴い、最高点に達した。大勢の人が台湾に集まった結果、各地の流動人口が急速に増加し、地方の戸籍登録の負担となった。その結果、地方政府はそれらの流動人口を把握できず、戸籍登録の漏れがたくさん現れた。戸籍統計によると、1945年に台湾に来た「外省人」は7,919人、1946年は26,922人、1947年は34,339人、1948年は98,580人、1949年のピークは、303,707人であった。さらに、これらの数字には、政府とともに移駐した軍隊が含まれていなかった。中華民国政府にとって、これらの人口は治安上時限爆弾のような存在であっただけでなく、そのなかには「匪牒」（中国共産党のスパイ）が何処かに隠れているかもしれないという憂慮がなされた。そうした状況ので、この戸口普查は、台湾に暮らす住民を全員見逃さずに、

⁷⁶ 台湾省戸口普查処、『中華民国戸口普查報告書』、1956年 第一卷 台閩地区 戸口普查記述及統計提要、p.45。

⁷⁷ 「下届縣市議員名額以戸口普查数準法有明文決定不予変更調整選区限期報省核定」、『徵信新聞』、1960年9月23日、1版。

⁷⁸ 「中国現代化的里程碑—戸口普查与国勢調査」、『徵信新聞』、1956年9月16日、1版。

それぞれの来歴をすべて明らかにするという意義があった。⁷⁹

この戸口普查はもう一つ意義がある。それは「軍事人口」に対し、はっきり調査を実施したことである。実は1956年9月戸口普查のうち内政部が実施した部分の結果には、軍人が含まれなかった。なぜなら、1969年まで台湾の人口は「一般人口」と「軍事人口」の二つ種類に分類され、軍事人口は内政部による調査の対象とされてなかったからである。「一般人口」は内政部に所属して管理され、「民籍」を持つ人である。「軍事人口」は国防部に所属して管理され、「軍籍」を持つ人である。軍事人口の数は非常に大きかったが、軍によりコントロールされ、一般戸籍に登録する必要がなく、内政部には把握できなかった。そのため、戦後初期における台湾の人口統計では、軍事人口に関する情報は完全に空白であった。こういう謎のような軍事人口数に関し、様々な推定値があったが、一般的は、ほぼ60万人と考えていた。⁸⁰

戸口普查が実施されることが決まると同時に、「中国国軍戸口普查実施弁法」、「国軍官兵接受戸口普查実施範例」も発表された。この「弁法」には、軍の内部で「国軍戸口普查組」を組織し、軍事単位によって軍隊の普查区を決め、各長官が普查の担当者を担い、軍籍を持つ軍人に対して普查を実施する、と規定された。⁸¹この普查は、軍が初めて内部の人口に関して実施した人口調査であり、これによって軍事人口に対して有効な管理システムを確立した、と評価される。⁸²ただし、この中国国軍戸口普查の結果は、国家の軍事機密とされ、発表されなかった。

6 むすび

1956年に9月に、「中華民國台閩地区戸口普查」が実施された背景には、様々

⁷⁹ 林勝偉、「政治算数：戦後台湾的国家統治与人口管理」、台北：政治大学社会学研究所博士論文、2004、pp.44-45。

⁸⁰ 林勝偉、「政治算数：戦後台湾的国家統治与人口管理」、p.69。

⁸¹ 「国軍戸口普查 実施弁法公佈一般戸口軍中不予查記定九月十至十四日予查」、『徵信新聞』、1956年8月17日、3版。

⁸² 林勝偉、「政治算数：戦後台湾的国家統治与人口管理」、pp.125-126。

な要因があった。1945年10月に、中華民国政府が台湾を接收した後、すぐ内政部が公表した「収復区戸口清查弁法」に従い、台湾住民に対し、「戸口清查」を実施した。これによって、当時で台湾社会に暮らした住民の身分を確認し、戸籍行政と戸口統計が始まった。また、台湾総督府統計課を引き継いだ台湾行政長官公署統計室は、植民地期の人口統計を利用し、『台湾五十一年來統計提要』、『第二回 台湾居民生命表』、『台湾第七次人口普查結果表』の三点の本を編纂した。それによって、1940年台湾総督府による国勢調査の結果、および人口センサスに関するノウハウを把握した。

戦後初期における台湾の戸政行政は不完全であった。戸口の登録ミスと登録重複が多かったため、戸口統計による世帯数と人口総数は、信頼度が低かった。しかも、戦後の台湾社会には、中国からの人口が大量に転入し、新生児の出生も増え、いわば、社会増加も自然増加も、顕著に上昇する時期であった。人口の大量増加に応じ、その人口構成を把握することが喫緊の課題となった。さらに、国際社会に人口研究に関する資料を提供して交流し、しかも、中国に対する主権を中華人民共和国と争うため、人口センサスの実施は避けられない情勢であった。

この戸口普查は、統治者の中華民国政府にとって、初めて実施した人口センサスであったが、被統治者の台湾社会にとっては、実際は8回目の人口センサスである。調査の項目、実施の方法、宣伝の内容、調査票の設計などのノウハウから考えれば、いずれも1940年に台湾総督府により実施された国勢調査と似たところが多かった。特に、「戸口普查夜」に、台湾住民が調査から漏れないために、慌てて実家に戻って調査を受けたなど、このような状況はまるで1905年に初めて人口センサスを受けた台湾社会の風景にタイムスリップしたようであった。

だが、台湾社会の8回目の人口センサスとは言え、実は、この戸口普查に対し、台湾人の緊張感は、1905年に初めての人口センサスが行われた時に優るとも劣らなかった。1945年に台湾には蒋介石率いる中国国民党政府の官僚や軍人が進駐し、政権を引き継いだ。当初、台湾人は台湾の「祖国復帰」を喜び、国民党政府の軍隊を港で歓迎したが、やがて彼らの腐敗の凄まじさに驚いて

失望した。1947年2月28日に、二二八事件が発生し、この事件によって、約1万人以上の台湾人が殺害された。事態はこれに止まらず、1949年の中国大陸で敗戦に伴い、国民党政府は台湾に転入して「戒厳令」を發布し、それから40年以上にわたる独裁政権下に台湾はありつづけた。この「白色テロ」と呼ばれる政治形態によって、理由も知らされないままで逮捕され、処刑された台湾人は数え切れない。1956年に戸口普查が行われた台湾社会は、まさにこのような恐怖に覆い尽くされた時期である。いつどこで逮捕されるかもしれない、という恐怖心を持っていた台湾住民が、後難を恐れるがゆえに、力を尽くして戸口普查に協力したのは、容易に想像がつくことである。

また、この戸口普查は、台湾総督府による国勢調査を参考にしたところが多いとは言え、中国なりの考えたに従って行われた部分もある。それは、これまで台湾で実施された人口センサスより、ほるかに強く戸籍行政と繋がっていたことである。この戸口普查は、統計機関の行政院主計処が所轄した業務ではなく、戸政担当の内政部が所轄した業務である。この後、台湾の人口センサスは統計業務との繋がりがだんだん薄くなり、さらに1966年に「台閩地区戸口及住宅普查」という名称に変更され、戸籍および住宅政策と緊密な関係をもつようになる。

さらに、1956年に行われた人口センサスが「中華民國台閩地区戸口普查」という名称を付けられたのには、当時の時代状況が反映している。当時、中華民国の政権は台湾と福建のうち金門と馬祖両離島しかなかったが、対岸の中華人民共和国政府と対抗し、中国に対する主権を有すると宣言するため、本来は中国全地域を範囲とするというフィクションので、この名称が付けられた。このような名称は、中華民國政府の統治地域に対する主張の堅持とともに、その後の人口センサスでも2000年に至るまで続いて使用された。2010年、戦後の6回目の人口センサスが行われた際、「台閩地区」という地方的な調査のような名称はようやく消え、「第6次人口及住宅普查」という名称となった。だが、それまでには半世紀以上が経過していたのである。